

令和8年度 三方原用水二期農業水利事業
事業誌編集業務

特 別 仕 様 書

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和8年度 三方原用水二期農業水利事業 事業誌編集業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営三方原用水二期土地改良事業の事業完了に向けて、令和7年度に編纂（原稿作成）した事業誌原稿（案）及び事業広報PR原稿（案）の編集を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする業務対象範囲は、静岡県浜松市内で別添位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は、作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(事業概要)

第2－1条 本業務で対象とする地区の事業概要は以下のとおりである。

- (1) 事業名 : 国営三方原用水二期土地改良事業
- (2) 事業工期 : 平成27年度～令和8年度 (予定)
- (3) 関係市 : 静岡県浜松市
- (4) 受益面積 : 3,310ha
- (5) 共同事業 : 静岡県西遠工業用水道事業、浜松市上水道事業
- (6) 施設諸元

① 取水口

秋葉取水口 取水門 B6.0m×H8.4m 1門
制水門 B4.7m×B4.4m 1門

② 用水路

導水幹線水路 L=22.0km Q=4.37m³/s トンネル、開渠、暗渠、水路橋、管水路、調整池2か所
南部幹線水路 L=13.5km Q=1.86m³/s 開渠、暗渠、管水路、調整池2か所
北部幹線水路 L= 3.7km Q=1.42m³/s 開渠、暗渠、調整池2か所

③ 水管理施設

水管理施設 親局 (中央管理所) 1局、子局 25局

(貸与資料等)

第2－2条 貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
事業関係	国営三方原用水二期土地改良事業計画書 (農業用排水)	1式
	事業概要パンフレット (三方原用水 さらなる豊穡の未来へ)	1式
業務関係	令和7年度 技術情報図書編纂業務報告書	1式
	令和7年度 三方原用水二期地区記録映像企画編集業務成果物	1式
工事関係	設計業務報告書	7件
	工事関係書類	7件
	記録映像 (5か年分)	1式
事業誌関係	三方原農業水利事業竣工記念写真集 (前歴事業)	1式
	いのちの水 大井川用水 事業誌	1式

(貸与資料の取扱い)

第2－3条 第2－2条に示す貸与資料の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1の「作業項目内訳表」（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表

作業項目	数 量	備 考
1. 統計データの更新	1 式	
2. 施工工事の追記	1 式	
3. 協議等の更新	1 式	
4. 管理規程等の追記	1 式	
5. 完工式概要追記	1 式	
6. 掲載素材に対する使用許諾の取得	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の内容を十分把握し、本業務の作業を行うものとする。
- (2) 参考資料を引用する場合は、その出典を明示するとともに鮮明なものとする。
- (3) 引用する文献や写真等で著作権があるものについては権利者と十分調整を行うものとする。
- (4) 使用フォント、ページレイアウト、本文の章、節、項のタイトル、引用箇所及び文献の引用頁数、図表、写真、単位の表記等に係る編纂に係る文書作成ルールは貸与する管内他地区の事業誌を参考にするものとする。これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- (5) 原稿（案）の作成が出来た段階で、査読を行うこととする。なお、査読の方法については、別途監督職員の指示に基づき行うこととする。
- (6) 事業広報PR原稿（案）については、9月末までに最終原稿とする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

最終回 報告書原稿作成段階

なお、打合せはWebとし、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副2部
2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

静岡県浜松市中央区砂山町350番地5

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 不足資料の再収集や追加の写真撮影が必要になった場合。
- (6) 文書作成ルールを検討作業が必要になった場合。
- (7) 原稿（案）の査読の結果、修正作業が必要になった場合。
- (8) 製本仕様の検討が必要になった場合。
- (9) 別紙1「作業項目及び数量」の備考で想定している頁数等が増減した場合。
- (10) 歩掛検証の結果、別示す設計歩掛と著しく乖離していると判断される場合。
- (11) その他重要な変更が生じた場合。

(業務スライドの試行)

第6－2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）URL（「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければ

- ばならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業項目	備 考
		当初	
1. 統計データの更新	令和7年度に編纂(原稿作成)した事業誌原稿(案)及び事業広報PR原稿(案)を最新の統計データに基づき更新する。	○	5 頁程度のデータ更新
2. 施工工事の追記	第2編第3章「主要施設の設計及び施工」において、令和7年度内に完成していなかった主な工事について内容を整理し、都田調整池、水管理施設、1号トンネル、秋葉取水口、1号分水工、19号分水工、落差工工事を対象として必要な追記を行う。	○	10 頁程度の追加作業
3. 協議等の更新	第2編第4章協議等について、発注者が提供する資料に基づき更新する。	○	4 頁程度の資料からの転載
4. 管理規程等の追記	第3編第1章管理「1-2 共同施設の管理」において、発注者が提供する施設管理規程及び管理方法書を事業誌に追記する。	○	20 頁程度の資料からの転載
5. 完工式概要追記	第4編第1章資料に設ける完工式の章において、令和8年11月に行う完工式の概要を整理し、追記する。	○	4 頁程度の追加作業
6. 掲載素材に対する使用許諾の取得	事業誌及び事業広報PR原稿に使用する各種素材について、著作権の帰属を確認のうえ、著作権者から掲載に係る使用許諾を取得する。	○	10 件程度の使用許可取得 ・うなぎのぼり浜松の写真使用許可取得 ・直売所の掲載許可取得 ・市章掲載の許可取得 ・浜松市公式HPの写真使用許可取得 ・記事と写真掲載の許可取得(5件) ・浜松駅に展示されている自動車の写真の使用許可取得

別紙2（第4－1 関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント （土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 5 を 乗じて得た額